

富士宮市立北山小学校における「学校いじめ防止基本方針」

R4・2

本方針は、人権尊重の理念に基づき、北山小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こります。したがって、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（１）いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

○子どもに対しても、全校集会や学級活動、その他の授業などで、校長や教職員、学級担任が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。

- ・年度初めの生徒指導全体会で、いじめに対する方針（定義、対応）について確認します。
- ・職員のいじめ対応スキルの向上を目的にスクールカウンセラーなどと連携して、研修を行います。

（２）いじめが起こりにくい集団をつくります

○教職員は子ども理解を深め、子どもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

○子ども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。

○授業の中での規律等を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての子どもが参加・活躍できる授業を工夫するよう努めます。

- ・子ども理解に努めます。

ア 子どもの声に耳を傾ける（アンケート調査、日記、個々面談など）

イ 子どもの行動を注視する（休み時間、授業中、登下校など）

ウ 保護者と情報を共有する（連絡帳、電話、家庭訪問、PTAの会合、学級懇談会など）

エ 地域との連携（地域行事への参加、関係機関との情報共有など）

- ・年間4回、人間関係作りプログラムを実施する日を教育課程内に設け、全校で計画的に確実に行い、人間関係作りのスキルを身につけられるよう継続的に指導します。また、効果測定ソフトを用い、子どもの状態を把握し、学級経営に生かすようにします。
- ・学習意欲が高まる、学び合いの場の設定があるなどの生徒指導が機能する授業実践に努めます。
- ・子どもがいじめを行わないように、規範意識を養うための家庭での指導等、必要な指導について家庭にも働きかけます。

（３）子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- 道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子どもがじっくりと考えを深め実践できるよう指導します。
- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
- ・道徳や特別活動の時間を中心に、学校生活のあらゆる場面で、規範意識や集団としてのあり方についての学びを深めます。
- ・学級での話し合い活動に取り組み、よりよく生活するために必要な事柄について、学級全体で確認する機会を計画的に作ります。

3 いじめへの対処に向けた取組

（１）早期発見

- 日頃から、子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子どもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知するとともに、子ども及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。
- ・日々の観察、定期的な調査、担任やスクールカウンセラーとの面談などの方法で子どもの様子を的確に捉え、早期発見に努めます。
- ・学級担任だけで抱え込むことなく、管理職、生徒指導主任、養護教諭、関係職員を含めて対応し、組織的に取り組みます。

（２）いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
- 被害児童、及び、いじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。

○加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

- ・どんな小さいいじめでも、いじめについての情報を掴んだ場合は、速やかにいじめ対策委員会に伝え、対応策について協議します。その際、情報公開とプライバシーを考慮しつつ保護者や関係機関と連携します。

4 家庭・地域との連携

○保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。

○インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。

○いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

- ・いじめ対応の方針については、学校だより、ホームページなどに掲載し、周知するとともに、情報の提供について依頼します。
- ・保護者や地域に、ネットを含むいじめについての情報提供の機会を設けます。

5 教育委員会や関係機関等との連携

○いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。

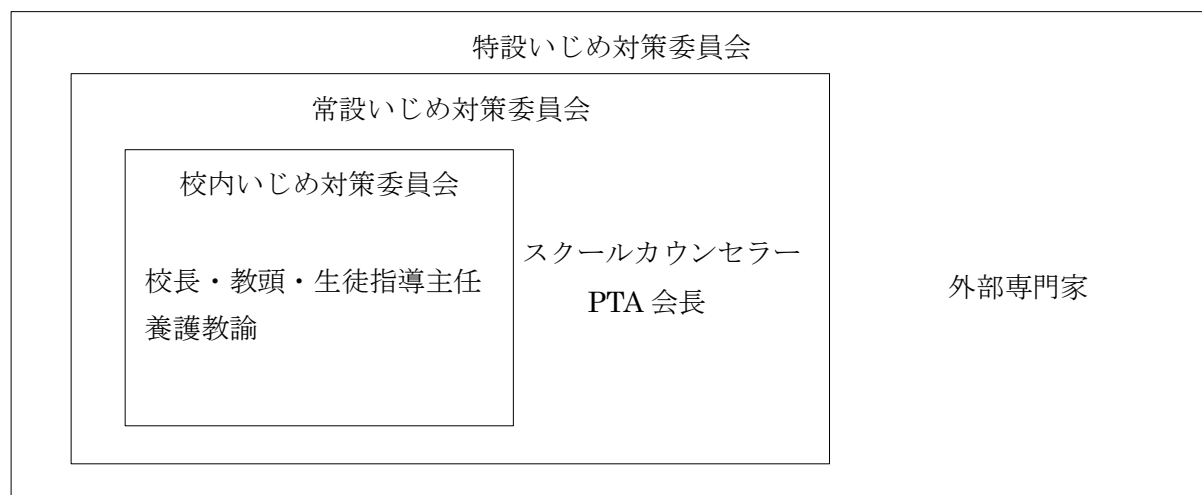
○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子どもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

- ・いじめの態様に応じて、教育委員会や富士宮警察署と連携して対応にあたります。

6 いじめの防止等の対策のための組織

○いじめの防止等の対策についての計画立案および実施状況について協議します。

メンバー



7 年間の取組計画について（令和3年度 いじめ防止プログラム年間計画）

	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		生活目標の話	朝礼
		○		人間関係づくりプログラム質問紙調査①	朝の活動
		○		人間関係作りプログラム1	特別活動
	○		○	PTA総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA総会
			○	学校だよりに学校の取り組み方針掲載、周知	学校だより
		○		学年行事における心構えの学級指導	特別活動
5		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
		○		人間関係づくりプログラム2	特別活動
6		○		いじめ実態アンケート・面談	
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
		○		人間関係づくりプログラム3	特別活動
	○			生徒指導全体会Ⅰ	スクールカウンセラーとの研修
	○			学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート・面談	
		○		人間関係作りプログラム4	特別活動
		○		人間関係作りプログラム質問紙調査②	朝の活動
			○	個々面談での情報交換	保護者面談
	○			アンケート集約	
	○			アンケート分析	
9	○			1学期評価から、計画の修正及び実施	職員会議
		○		学校行事における心構えの学級指導	特別活動
10		○		生徒指導全体会Ⅱ	情報モラルについての研修
		○	○	道徳の授業参観、保護者への協力依頼	授業参観
11		○		人間関係作りプログラム質問紙調査③	朝の活動
		○		いじめ実態アンケート・面談	
			○	学校評価保護者アンケート	
12		○		学校評価児童アンケート	
			○	希望制個々面談で情報交換	保護者面談
	○			アンケート集約	
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
1		○		生徒指導全体会Ⅲ	スクールカウンセラーとの研修
			○	学校評価結果報告	学校評価だより
	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
2		○		スクールカウンセラーとの面談	
		○		いじめ実態アンケート・面談	